

年度 市民税・県民税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
宛名番号		
特別徴収義務者 指 定 番 号		※市町村ごと に異なります
連絡者の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	
	氏名	
	電話	(内線)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城県 鉾田市長 殿 年 月 日 提出	住所(居所) 又は所在地	〒	—
	フリガナ		
	氏名又は名称		
	代表者の 職氏名印		印
	個人番号 又は法人番号		

給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の 未徴収税 額の徴収
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏 名	旧姓						
生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日	円	月から	月から	1. 退 職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長期欠勤 6. 死 亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 転勤等 2. 一括徴収 (月分で納入 日納期分) 未徴収税額を 退職者から全 額徴収して納 入する
個 人 番 号						月まで	月まで		
1月1日現在の住所									
給与の支払を受けな くなった後の住所									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収			
異動者印	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

退職した年の1月から 退職時までの給与支払額
控除社会保険料等

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が93万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ適用)

※「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかを必ず選択してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡者の氏名及び所属課、 係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所) 又は所在地	氏 名				
フリガナ	電 話				
氏名又は名称	(内線)				
代表者の職氏名印		印		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納付書 要 ・ 不要	

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人が番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先へ送付願います。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。